

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係技術援助(1) (昭和37年度)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43519">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43519</a>

撥入費(分計)検査

④  
④  
④  
④

沖縄援助費の会計検査に関する件

37-2-27 案

(昨日衆議院1分科会における清野最高議員(社)

の質問にもかんがみ、本日会計検査院大沢事務

総長に照会したところ、結果次の通り。

(1) 昭和35年度までの分については従来の検

査(本土での出張旅費と贈答物高費につ

て行った)でよいと思ふ。

(2) 昭和36年度以降の分については、最善の方

法は沖縄に出張して検査することだが、地方

自治団体関係の会計検査に比し沖縄の方は

多額でないため、現地検査が義務に

将道(長)の御返答は、この通りである。以上。昭和37年2月27日。外務省北東アジア課長(印)

必要たとも云々切れない。よってまず沖縄検

査院の検査報告書で米政府の責任者が

証明したものを入手し、わが検査院に検討

し、不審の個所ある際に沖縄に出張して検査

をするということではないかと思ふ。

2. よって本度より、本件については米側も最近は

少程協力的になつてゐるが、日本側として十分と思

ふと主張し、原則的了解を促すかたゝと考ふる

ので、更に協議したいとて担当課長と話し合つたところ、

大沢事務総長は 総務課長小田健氏と務理府

特務担当課長を交へ協議するよう提案した。

対琉援助予算の適正な執行  
を確認するたための方法につ  
いて関係各機関打合せ会  
議事項 27.2.28

出席官庁

会計検査院  
外務省  
大蔵省  
文部省  
運輸省  
気象庁  
総理府

1. 現在、琉球政府に対する援助金等の琉球政府の手に渡るまでの段階において、会計検査院法に基づく会計検査を行なうことは可能であるが、その後の援助金等の行方については、沖縄の施政権を米国が保有し、日本の会計検査院法が適用されないため、法律上の会計検査を行なうことは、現状では不可能であること、意見の一致をみた。
2. そこで、沖縄における援助金等の行方を明確にし、目的に沿って執行を確認するため、次の方針に従って対米折衝を行なうべきであるということから解

された。

(1) 米側が同意するか否かは別問題として、単なるセスマ  
ニアとしても、沖縄に会計検査院法を適用して日本会計  
検査院法による会計検査を行なうことが可能ならしめる  
べく交渉すること。

(2) 上記(1)の方法が奏功しない場合には、米国民政府が確  
認した琉球政府会計検査院の検査報告書の提出を求め、  
これを日本政府所管官庁の証憑書類に添付して会計検査  
院に送付し、会計検査院は、これに基づいて書類審査を行  
なうこととし、特に、書類上では理解できず、不可欠な  
点と考えられる場合には、現地で実地検査を行なう  
ことを内容とする覚書を取りかわすべく交渉すること。

但し、この検査は、会計検査院法による会計検査では  
なく、覚書にもとづく実質的な検査である。

なお、外務省出席者は、上記の対米折衝を行なうこと  
がらついては、この席上で確言できない旨発言した。

37-2-28

郵政局の  
備後

○ 対琉援助予算の適正な執行と確認のための  
方法についての関係各省打合せ終了事項  
27.2.28

1. 現在、琉球政府に対する援助金等は琉  
球政府の手で渡すことの方法において、会計核  
査院法に基づき会計検査を行つていくことが可能である

が、その後の援助金等の行方については、沖  
縄の施政権を米国の保有し、日本の会計検査院

法の適用を認ずるため、法律上の会計検査を

行つていくことが不可能であることと意見の一致を見た。

(沖縄に於ける)

2. 従って援助金等の行方を明確にし、目的に沿

って執行と確認のため、次の方針に従って

対米交渉を行つていくことが了解された。

総 理 府

(1) 米側が同意するか否か付別問題として、

要するに米側としても、沖縄に会計検査院

法を適用し、日本会計検査院による会計

検査を行つていくことが可能ならしめらるべく交渉

すること。

(2) 上記(1)の方法が奏功しない場合には、

米国民政府が確認した琉球政府会計検査

院の検査報告書の提出を求め、これを日

(速書類に)

本政府所管官庁の証書を添付して会計

検査院に送付し、会計検査院は、これを

基として書類審査を行つていくこととし、特に、

総 理 府

うに米側が同意しない場合は、  
その効果は少ないと見られる。  
交渉は米側の対外交渉に  
関係する。米側の交渉は、  
米側が主導する。米側の交渉は、  
米側が主導する。

向うの了解と見られる。  
会計検査院は大塚事務局長と小寺の  
米民政府

書類上では理解を致す。且つ、不可欠である。

之の場合の外、現地に実地検査を行な

うことと致す。電書を取り扱ふべく

支拂する。

但し、この検査は、会計検査院法による

会計検査ではなく、常務にもなく実質的

検査である。

なお、外務省、農務省は、以上の対米折衝を

行なうことについては、この席上で確言を

なす旨発言した。

総 理 府

出席者

会計検査院

外務省

大蔵省

文部省

運輸省

農務省

総 理 府

総 理 府

大竹特連局長と協議したところ、目下同局長が三浦氏に交代するに当たり、  
 此の問題も三浦氏と打ちあわせた上で、三月十日頃大塚氏に交代するに協議したいと  
 のことであつたので、当方了承し、三月十八日、三浦氏に交代した。

アジア局長  
 宇山審議官  
 北東アジア課長

沖縄援助費の会計検査の件

昭和27.2.28  
 北東アジア課

1. 配布範囲、会計検査院(総務部長)、  
 大蔵省主計局、同法規課、文部省(国際  
 文化課)、郵政省会計課、気象庁(会計課  
 長)、特連局長/課長外、外務省北東ア  
 ジア課(高島 潮)

2. 結論、前記のとおり

(イ) 25年度繰返の援助の会計検査上の  
 取扱いは、下記の書面検査による検査  
 院としては、これで足りると考える。

(Ⅰ) 琉球政府に贈与  
 物品譲与 ——— 物品購入証券と受領  
 によるもの 者より、受領証券

(Ⅱ) 国内官庁の現金 ——— 関係庁の支払証券  
 支出によるもの  
 琉球政府に贈与  
 するものは、

(ロ) 27年度以降の検査について

(i) 上記(イ)の(Ⅰ)(Ⅱ)の性質のものに  
 従前通りでよいと考える。

(琉球政府に贈与)  
 (ii) 現金贈与については、会計検査院  
 法上の法的義務の限界線としては、

「関係官庁と琉球側との贈与取扱

め」と右に伴う「国内関係庁の支払証

書」及び「琉球側の受領証券」の

書面検査でも足りないこと等もないが

なお琉球政府の会計検査機関の関

係報告書<sup>書</sup>で、米側<sup>証</sup>のこれを認証し

た書類の提出があれば検査院と

しては満足できる。

なお、できれば関係官庁が琉

球側の会計事務並みに援助事業の

効果につき現地調査を行うように

できれば理想的である。

(iii) 琉球政府の会計検査報告書の年度

区間は同政府の会計年度によることと

止めをえたい。

よ、下記の英は関係庁でさらに検討する。

(イ) 現金援助の項目間の止むを得ざる移

用の場合の取扱い

(ロ) 各項目の清算を要するか否か



宇山 審議員

会計検査院より  
下記あり案件  
一、管轄外があ  
る一、(特選局  
は要存を要由)  
朱書きとあり  
添削したいと  
思います。  
検査院は、  
浮前田事あり  
に送付すこ  
(四、六)

三、四、五、世下 杉永

衆、決算委 四、一〇

小川 芳明 (社)

向 琉球援助に對する 会計検査に關して検査院として  
の対応をどうするか

答 本院としては、国の援助金等が琉球政府に於て

の用に使用されるかを検査することは望ましいと考へる。  
何らかの形で確認しよう

然し、この問題は、政府の対米交渉の結果小使に  
由縁を考慮し、なり水はぬき、また、琉球に對する援助は、  
際々ともであるから、上記の目的から、関係省庁と協

外務省

議中である。一、ついで日米間の協議が近く開始する

る由であるが、米口側の立場や各方を考慮し

上で方針を決めたいと考へてゐる。

上述の方針を實現するようになら  
かざるは否がある

外務省